

# 富山県いじめ防止基本方針

平成26年3月17日  
(平成29年6月15日改定)  
(令和3年4月1日改定)

富山県・富山県教育委員会

## 目 次

第 1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	基本理念	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
	(1) いじめの未然防止	3
	(2) いじめの早期発見	4
	(3) いじめへの対処	4
	(4) 地域や家庭との連携	5
	(5) 関係機関との連携	5
第 2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1	県が実施する施策	5
	(1) いじめ防止に向けた組織等の設置	5
	(2) 県が地方公共団体として実施する施策	6
	(3) 県立学校の設置者として実施する施策	7
2	県立学校が実施する施策	8
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置	8
	(2) いじめの防止等に関する措置	9
3	私立学校及び私立学校設置者の取組への支援	11
第 3	重大事態への対処	11
1	県教育委員会又は県立学校による調査	11
	(1) 重大事態の発生と調査	11
	(2) 調査結果の提供及び報告	13
2	私立学校又は私立学校設置者による調査	14
	(1) 重大事態の発生と調査	14
	(2) 調査結果の提供及び報告	15
3	調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置	15
	(1) 知事による再調査	15
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	16
第 4	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	16
参考資料	1 いじめ防止に向けた組織等の設置	17
参考資料	2 重大事態発生時の対応の流れ	18

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本県では、「富山県教育振興基本計画（平成29年4月）」において、基本施策の1つに、「子どもの健やかな成長を支え元気を創造する教育の推進」を掲げ、いじめや不登校等問題行動への取組を推進することとしている。

いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、いじめ根絶を目指すための理念として、次の3つを掲げる。

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）（法第2条）。

いじめとは、児童等<sup>\*1</sup>に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係<sup>\*2</sup>にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響<sup>\*3</sup>を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1… 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2… 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※3… 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。

なお、具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### ○ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

##### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### ○ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、児童生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。
- ② 全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ③ 全ての児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めることが重要である。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ⑤ 児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進めることが重要である。
- ⑥ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒<sup>※</sup>については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

※…特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災等により被災した児童生徒など

- ⑧ いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

## (2) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ④ 学校や学校の設置者\*は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

※…公立学校の場合、学校を設置・管理する教育委員会である。(以下同様)

## (3) いじめへの対処

- ① いじめを確認した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ③ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。
- ④ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

#### (4) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

#### (5) 関係機関との連携

- ① 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、私立学校主管部局等）との適切な連携が必要である。
- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 県が実施する施策

#### (1) いじめ防止に向けた組織等の設置（法第14条関係）

- ① 「いじめ問題対策連絡会議」の設置（法第14条第1項関係）  
学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、学校、教育委員会、PTA、臨床心理士会、社会福祉士会、児童相談所、地方法務局、県警察、弁護士会、医師会等の代表者により構成される「いじめ問題対策連絡会議」を設置する。
- ② いじめ防止等の対策推進のための組織の設置（法第14条第3項関係）  
いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、県教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者等から成る「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

なお、本組織の機能は、主に以下のとおりである。

- ・ 県の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議
- ・ 学校におけるいじめに関する報告や相談に対する有効な手立て等の助言

## (2) 県が地方公共団体として実施する施策

- ① 財政上の措置（法第10条関係）
  - いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- ② いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）
  - いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。
- ③ 学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携（法第17条関係）
  - いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
  - いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な対応ができるようにするため、学校相互間の連携協力体制の整備に努める。
  - 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を推進する。
  - より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するなど、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進する。
- ④ 市町村教育委員会との連携（法第17条関係）
  - 県が設置する「いじめ問題対策連絡会議」での連携が、市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用できるよう市町村教育委員会と連携を図る。
  - 県が設置する「いじめ防止対策推進委員会」の活動を通して、職能団体や大学等の協力を得られる体制を整え、市町村教育委員会の取組を支援する。
- ⑤ インターネット上のいじめに対する対策の推進（法第19条関係）
  - 児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する取組や情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を通して、インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- ⑥ 人材の確保及び教職員の資質の向上（法第18条関係）
  - いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を図り、教職員の資質能力の向上に努める。
  - 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者及びいじめへの対処に関し助言を行うために学



校の求めに応じて派遣される者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）の確保等必要な措置を講ずるように努める。

- ⑦ いじめの防止等のための調査研究等の推進（法第20条関係）
  - いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネット上のいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及に努める。
- ⑧ 広報・啓発活動（法第21条関係）
  - 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援に努める。
  - いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。
  - いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

### (3) 県立学校の設置者として実施する施策

- ① いじめの未然防止のための措置（法第15条、第19条関係）
  - 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を推進する。
  - いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の活動に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
  - 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

- 全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修会を実施するよう、取組を促す。
  - 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう啓発活動を実施する。
  - 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を推進する。
- ② いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）
- いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講じ、当該学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握する。
  - 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の外部専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備を図る。
  - いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。
- ③ いじめの早期解決のための措置（法第23条関係）
- いじめ発生の報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、又は必要な措置を講ずることを指示し、さらに、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。

## 2 県立学校が実施する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条関係）
  - 学校は、国の基本方針及び県の基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
  - 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）などいじめ防止等全体に係る内容を定める。

○ 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針となるようにする。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

○ 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を、必ず入学式・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

② いじめの防止等の対策のための組織の設置（法第22条関係）

○ 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を設置する。（名称は各学校の判断による。）

なお、本組織の役割は、主に以下のとおりである。

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

(2) いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止（法第15条関係）

- いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
  - 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
  - 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
  - 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 早期発見（法第16条関係）
- いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
  - 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
  - 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
  - 児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。
- ③ いじめに対する措置（法第23条関係）
- 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。
  - 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

- 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### 3 私立学校及び私立学校設置者の取組への支援

私立学校及び私立学校設置者が、国及び県のいじめの防止等のための基本的な方針を参考にして行ういじめ防止等の取組に対して支援する。

- 県が設置する「いじめ問題対策連絡会議」での連携が、私立学校におけるいじめの防止等に活用できるよう私立学校設置者と連携を図る。
- 県が設置する「いじめ防止対策推進委員会」の活動を通して、職能団体や大学等の協力を得られる体制を整え、私立学校設置者の取組を支援する。

## 第3 重大事態への対処

### 1 県教育委員会又は県立学校による調査（法第28条関係）

#### (1) 重大事態の発生と調査

##### ① 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害<sup>※1</sup>が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する<sup>※2</sup>ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

※1… 「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

※2… 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する」とは、不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた児童

生徒が年間30日を目安とし、欠席している状態である。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安によらない。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

② 被害児童生徒の保護

重大事態が発生した場合には、直ちに保護者、関係機関等と連携していじめを受けた児童生徒の心身の安全確保を行う。

③ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて知事に、事態発生について報告する。

④ 調査の趣旨及び調査主体

○ 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図るために行う。

○ 県立学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

○ 調査の主体は、県立学校が主体となっていく場合と、県教育委員会が主体となっていく場合が考えられる。

※ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、県立学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと県教育委員会が判断する場合や、県立学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、県教育委員会において調査を実施する。

○ 県立学校が調査主体となる場合であっても、県教育委員会は調査を実施する県立学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

⑤ 調査を行うための組織

県教育委員会又は県立学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うための組織を速やかに設ける。

※ 組織の構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 県教育委員会が調査主体となる場合、県教育委員会に設置されるいじめ防止等の対策推進のための組織「いじめ防止対策推進委員会」を活用する。
  - 県立学校が調査主体となる場合、学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織を活用し、第三者(外部の専門家等)を加えた組織とする。事案によっては、新たな調査組織(第三者調査委員会)を組織することも検討する。
  - いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織が、事実関係について調査を実施している場合は、調査資料の再分析を第三者(弁護士等)に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。
- ⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施
- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
  - 調査の実施は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める。
  - 調査を実施するに当たり、県教育委員会・県立学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
  - 県教育委員会又は県立学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
  - 調査により把握した情報の記録は、県の文書管理規則に基づき適切に保存する。
- ⑦ 市町村立学校及び市町村教育委員会が調査主体となる調査への支援
- 市町村立学校で発生した重大事態について、市町村教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会は、市町村教育委員会の要請に応じて、必要な支援を行う。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ① 調査結果の提供

- 県教育委員会又は県立学校は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
  - 調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことが望ましい。
  - 情報の提供に当たっては、県教育委員会又は県立学校は、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
  - 調査に先立ち、アンケート等の結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する。
  - 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する。
  - 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。
  - 県教育委員会は、県立学校が調査を行う場合においては、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ② 調査結果の報告
- 県立学校に係る調査結果及びその後の対応方針について、県教育委員会を通じて知事に報告・説明する。その際、教育委員会会議において議題として取扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。
- ①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事等に送付する。
- 教育委員会及び県立学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

## 2 私立学校又は私立学校設置者による調査（法第28条関係）

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の報告



○ 重大事態が発生した場合、私立学校は当該学校を所轄する知事へ、事態発生について報告する。

※ 経営管理部より、1(1)③～⑥と同様の取組を私立学校及び私立学校設置者に促す。

(2) 調査結果の提供及び報告

※ 経営管理部より、1(2)①と同様の取組を私立学校及び私立学校設置者に促す。

○ 私立学校に係る調査結果及びその後の対応方針について当該学校を所轄する知事に報告・説明する。その際、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。

1(2)①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事等に送付する。

学校設置者及び私立学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

3 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置（法第30条関係）

(1) 知事による再調査

① 調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

② 再調査実施の判断

以下に掲げる場合は、再調査の実施について検討する。

○ 当初調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合。

○ 当初調査において、事前に当事者や保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。（これまでの経緯や事案の特性から当初調査の継続が困難となった場合を含む）

○ 当該事案における学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。（当初調査の報告が今後の再発防止に資する内容となっていない場合を含む）

○ 当初調査における、調査組織の委員の公平性・中立性や、調査方法の客観性に疑義がある場合。

※ただし、上記の場合に、当初調査の主体において、追加調査や構成員を変更した上で調査を行うことも考えられる。

- ③ 知事によるいじめ再調査委員への事前参考意見聴取  
知事が再調査を判断する際の参考とするため、「いじめ再調査委員会」の委員に対し、再調査の必要性について意見を聴取することができる。
- ④ 調査結果の提供  
知事は、再調査について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があり、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

## (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。  
なお、私立学校等についても、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

※ 「必要な措置」としては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等を想定する。

- ② 県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

## 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 県は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 2 県は、市町村における地域いじめ防止基本方針及び県立学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

### 【いじめ防止に向けた組織等の設置】

#### いじめ問題対策連絡会議

- ・いじめ防止対策推進法(以下「法」) 第14条第1項
- ・いじめ基本方針第2-2-(3)

(目的)

いじめの防止等に関する機関及び団体で組織し、連携を図りながらいじめの根絶に向けた実践的な取組につなげる。

(構成機関・団体)

- ・小・中校長会、高等学校長協会
- ・県PTA連合会、高等学校PTA連合会
- ・市町村教育委員会教育長協議会
- ・児童相談所、地方法務局、県警察
- ・臨床心理士会、社会福祉士会、弁護士会、医師会
- ・県教育委員会、経営管理部、県厚生部

#### いじめ防止対策推進委員会

- ・法第14条第3項
- ・いじめ基本方針第2-2-(4))

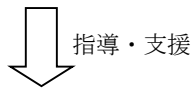
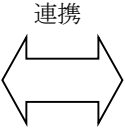
○ 重大事態発生の場合は、法第28条の調査組織として活用

(目的)

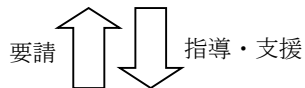
- ・調査・研究等有効な対策を検討する。
- ・通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の調整、解決を図る。

(構成員)

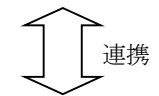
- ・PTA代表
- ・大学教官
- ・臨床心理士
- ・社会福祉士
- ・教育相談員
- ・弁護士
- ・医師



県立学校  
いじめ防止等のための対策組織/必置(法第22条)



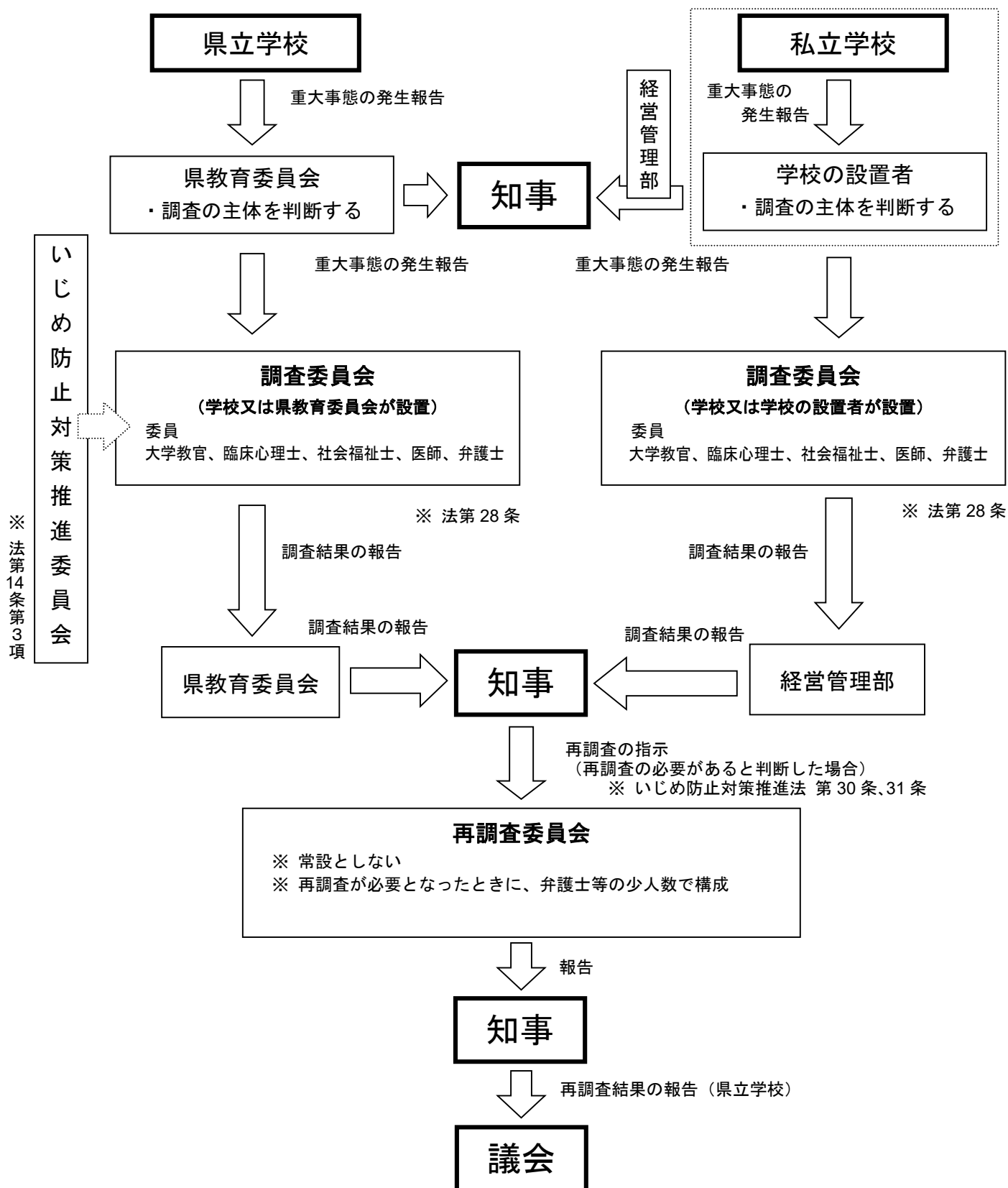
市町村教育委員会  
いじめ防止等のための対策組織(第14条第3項、第28条第1項)  
↓ 指導・支援  
小・中学校  
いじめ防止等のための対策組織/必置(法第22条)



経営管理部  
↑ 要請 ↓ 支援  
私立学校  
いじめ防止等のための対策組織/必置(法第22条)

# 【重大事態発生時の対応の流れ】

いじめ防止対策推進法：「法」と記載



※ 調査委員会等は、公平性・中立性を確保し、プライバシーに配慮する。